

9 安全・安心な県土づくりについて

【内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁、環境省】

《提案・要望事項》

- 1 「長野県強靱化計画」の確実な実行に向け、近年多発する局地的豪雨や地震等に対応した、道路、河川、砂防、治山、農業農村などの防災基盤の整備や長寿命化、住宅・建築物の耐震化対策など、安全安心な地域づくりに向けた取組みを推進するとともに、緊急防災・減災事業債の恒久化など、必要な財政措置を講じること。
- 2 地方の意見や実情を十分踏まえ、直轄事業（河川、砂防、地すべり等）を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。
- 3 御嶽山の火山災害を踏まえ、木曾地域に火山専門家等を配置した火山研究施設を配置すること。また、登山者等の安全を確保するため、火山防災協議会が行う一連の警戒避難体制の構築、火山周辺の携帯電話不感地域の解消、退避壕等火山安全設備の整備等に対し、技術的・財政的支援及び拡充を行うこと。
- 4 市町村が行う被災者向け公営住宅整備における災害公営住宅の適用要件について、被災の状況や財政力など自治体の実情に応じた基準となるよう、要件緩和を行うこと。

災害公営住宅の要件は、全壊戸数を基本に全国一律の滅失戸数となっており、局地的な災害においては、財政力の弱い小規模自治体が十分対応できない場合がある

【現況、課題等】

- 1 本県は、災害リスクの高い中山間地域を多く抱え、地域の安全で安心な暮らしを守るために必要な社会資本を整備し、防災・減災対策を着実に進める必要がある。特に、住宅・建築物の耐震化の推進に際し、改修等に係る所有者の経済的負担の軽減が課題となっている。
- 2 千曲川、犀川、天竜川は、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため、水系一貫管理の原則に基づく県管理区間の直轄管理区間への編入が課題となっている。



神城断層地震（H26.11月 白馬村）

天竜川上流域の地すべり発生により広範囲に被害が及ぶ懸念のある、規模の大きな箇所に対して、直轄による地すべり対策事業が望まれている。また、水害や土砂災害に対する住民等の円滑な避難行動につなげるため、局地的な大雨も予測できる高精度な雨量観測網の構築が必要である。

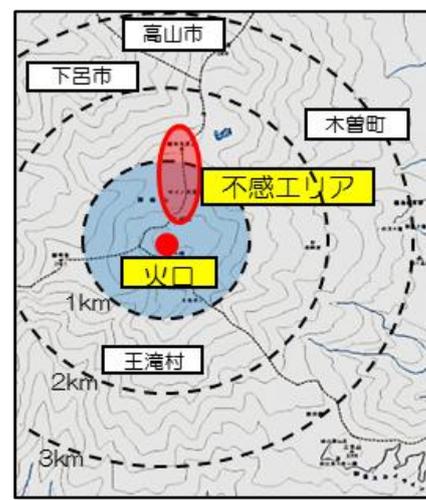
- 3 御嶽山の火山災害の教訓を踏まえ、観測体制の強化を図るとともに、国による火山研究施設を木曾地域に設置し、研究者・専門家の知見を集積する体制を整える必要がある。また、火山研究者の育成を推進する必要がある。
- 4 活動火山対策特別措置法に基づく火山防災協議会において、一連の警戒避難体制の協議に際しては国から技術的及び財政的な支援が必要である。

また、登山者の安全確保のため、噴火情報の確実な伝達のための火山周辺における携帯電話不感地域の解消や緊急時に避難場所として使用する可能性の高い山小屋へのシェルター機能の付加等に関しても、財政的な支援の拡充が必要である。

- 5 浅間山については、今般の火山活動の活発化を念頭に、直轄火山砂防事業の一層の促進が必要である。

【長野県内の取組】

- 1 平成 28 年度予算において、地域の安全・安心を確保し、確かな暮らしを守る、ハードとソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を、県政の柱のひとつに位置付け、積極的に進めている。
- 2 長野県強靱化計画の重点項目として「地震から生命を守る建物の耐震化」と「土砂災害から生命を守る対策」を掲げ、住宅などの耐震化率の向上や、砂防堰堤等の整備促進、土砂災害における住民の危険度判断を容易にする防災情報提供システムの機能強化などに取組んでいる。
- 3 御嶽山の観測や研究を行っている気象庁、名古屋大学、木曾町、王滝村、長野県等と顔の見える関係を構築し、山の状況把握、観測体制の強化、適切な防災判断につなげていくため、「御嶽山研究連絡会議」を設置した。
- 4 携帯電話事業者に対し不感地域の早期解消を要望するとともに、国の補助を受け市町村が基地局施設を整備する際の県補助加算を継続。また、国補助により、退避壕（シェルター）等の設置を市町村が行う場合に県が補助金を加算する制度を創設した。
- 5 技術的支援に加え、被災者向けに公営住宅を建設する小規模自治体に対し県単独で財政的支援を実施することとした。



御嶽山 携帯不感エリア

(県所管部局) 危機管理部、企画振興部、環境部、観光部、農政部、林務部、建設部

【参考】

公営住宅整備に係る現行の補助要件等

区 分		国庫補助等	
		適用要件	補助率
災害 公営 住宅	一般 災害	滅失戸数が、被災地全域で 500 戸以上又は 1 市町村の区域内で 200 戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の 1 割以上であるとき	2/3
	激甚 災害	その市町村の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が 100 戸以上又はその市町村の区域内にある住宅の戸数の 1 割以上である市町村の区域で、国土交通大臣により地域指定されること	3/4
通常の 公営住宅		設置者の計画による	1/2